

海外視察費用への政務調査費の充當に係る裁判例（判決が確定しているもの）

1

	<p>【徳島地裁H16.1.30判決】(徳島県の事例)</p> <p>本件旅行は、酪農、BSE、高齢者福祉及び港湾に関する実情の調査研究をすることを一応の目的としており、これらの調査事項が地方公共団体の行政において重要な問題であることに鑑みれば、その目的は地方行政との関連において合理性が認められ、一概に不必要であるということはできない。</p> <p>そして、本件旅行の旅行内容についても、視察先としてシドニーでは牧場、高齢者福祉施設等を訪問して関係者から説明を受け、シンガポールでは港湾局を訪問したり、港湾施設を見学するなど、一応前記目的に沿ったものということができる。また、旅行費用の面でも、明らかに社会通念上相当な範囲を超えて高額であるとまではいい難い。</p> <p>したがって、本件旅行については、これを公益性のない旅行ということはできず、被告C会が本件交付金をその費用に充てたことは違法とはいえない。</p>
<p>【場所】オーストラリア（シドニー）、シンガポール</p> <p>【目的等】酪農、BSE、高齢者福祉、港湾に係る調査</p> <p>⇒適法</p>	
<p>【場所】イタリア（フィレンツェ、ナポリ、ポンペイ等）</p> <p>【目的等】まちづくりの取組、町並み保存施策、観光行政等の調査</p> <p>⇒全額違法</p>	<p>【徳島地裁H16.1.30判決】(徳島県の事例)</p> <p>本件旅行は、市町村の町づくりの取り組みや町並み保存のための施策、観光行政等の調査研究を一応の目的としており、これらの調査項目は、地方公共団体の行政において重要な問題であるから、その目的自体は地方行政との関連において合理性が認められ、一概に不必要であるということはできない。</p> <p>しかしながら、本件旅行の行程は、フィレンツェ、ナポリ、ポンペイ、ローマの市街、遺跡等を視察したものであるが、その間、各都市の地方自治体、その他都市計画や観光行政に関連する施設を訪れる事もなく、通訳を付けて市街地、遺跡等のいわゆる観光地とされる場所を見物したにとどまるものであり、本件旅行の内容は、およそ前記目的に沿ったものとはいい難い。しかも、議員のうち2名は途中で所用のため帰国するなど、本件旅行の必要性についても疑問がある。</p> <p>以上によると、本件旅行は、実質的には遊興目的ではないかとの疑念を生じさせかねないものであり、合理的必要性があったとは認められず、公益性を欠くものといわざるを得ない。したがって、被告B会が本件交付金を本件旅行の費用に充てたことは、本件交付金の趣旨に反し、違法である。</p>
<p>【場所】アメリカ（デトロイト等）</p> <p>【目的等】ライオンズクラブ国際大会への参加</p> <p>⇒全額違法</p>	<p>【青森地裁H19.5.25判決(仙台高裁H19.12.20判決支持)】(青森県弘前市の事例)</p> <p>調査旅費として支出したとする34万8000円については、その全額が第87回ライオンズクラブ国際大会デトロイト大会への参加のための海外旅行費用であり、その目的からして明らかに個人的な旅行であるといえる上、その行程をみても、デトロイト市内観光やナイアガラ観光、ラスベガスでの終日自由行動等、単なる観光旅行であるといわざるを得ないものであるから、その全額を使途基準に合致しない支出であると認める。</p>
<p>【場所】ドイツ（シュトゥットガルト）、フランス（パリ）、ハンガリー（エスティルゴム）</p> <p>【目的等】中心市街地活性化、少子化対策、海外進出企業調査</p> <p>⇒適法</p>	<p>【静岡地裁H20.9.19判決(東京高裁H21.3.19判決支持)】(静岡県浜松市の事例)</p> <p>浜松市は（略）、中心市街地が衰退していることから、市民クラブは、都市計画による中心市街地活性化の参考とするため、人口が約59万人で、かつ、ポルシェ、メルセデスベンツの本社工場があるなど、同市と似通った状況にある上、当時の浜松市長が都市計画のモデルとしていたシュトゥットガルト市を本件旅行①の視察対象とした。（略）</p> <p>また、市民クラブは、市の少子化対策に生かすことができる政策を研究するため、家族政策等により出生率が上昇したパリ市を本件旅行の視察対象とした。（略）</p>

	<p>さらに、浜松市は、同市から多くの企業が海外に進出し、また同市自体にも外国人労働者が多いことから、市民クラブは、海外進出企業の現地駐在員の状況、課題、問題点等を把握するため、同市に本社があるスズキ株式会社の現地法人マジーラスズキ社があるエステルゴム市を本件旅行の視察対象とした。(略)</p> <p>本件旅行は、主に、都市計画による中心市街地の活性化、少子化対策、海外支出企業の現地駐在員が抱える問題点等の把握の参考とする目的で行われたものと認められる。</p> <p>また、本件旅行の行程に照らし、参加議員が訪問した対象及び当該訪問場所における視察内容は、いずれも上記調査目的と密接に関連する施設等の見学及び現地担当者からの説明であったと認められる。</p> <p>そして、(略) 本件旅行実施後、視察報告書が一応作成されている。</p> <p>以上の事情を総合すると、(略) 本件旅行に向けた事前準備がほとんどなく、各視察先の選定について十分な調査、検討があったとは評価し難いことを考慮してもなお、本件旅行が客観的にみて調査研究としての実質がなかったとまでは認めることができない。</p>
<p>【場所】スウェーデン (ストックホルム、ヴェクショー)</p> <p>【目的等】森林資源活用、水質汚染等の環境対策の調査</p> <p>⇒適法</p>	<p>【静岡地裁H20.9.19判決(東京高裁H21.3.19判決支持)】(静岡県浜松市の事例)</p> <p>浜松市は、(略) 周辺の 11 市町村と合併したことにより、その約 70 パーセントが山間部となったことから (略)、その森林資源の活用及びこれによる過疎化の防止のため、木材資源を活用した地域暖房、発電施設等、世界で最も木材資源の活用が進み、また、エタノールを使用した新自動車等の環境対策(脱化石燃料施策)にも力を注いでいるヴェクショー市を本件旅行の視察対象とした。</p> <p>また、浜松市は、当時 5 年連続で汚濁度全国 1 位の佐鳴湖を抱えていたことから (略)、その浄化対策の参考とするため、環境対策により水質環境の汚染改善に成功したメラレン湖のあるストックホルム市を本件旅行の視察対象とした。</p> <p>(略) 本件旅行は、森林資源の活用及び水質汚染の環境対策の参考とする目的で行われたものと認められる。(略)</p> <p>さらに、本件旅行の行程に照らし、参加議員が訪問した対象及び当該訪問場所における視察内容は、いずれも上記調査目的と密接に関連する施設等の見学及び現地担当者からの説明であったと認められる。</p> <p>そして、(略) 本件旅行実施後、詳細な視察報告書が作成されている。</p> <p>以上の事情を総合すると、本件旅行が客観的にみて調査研究としての実質がなかったとは認めることができない。</p>
<p>【場所】サイパン島</p> <p>【目的等】財滋賀県遺族会主催の戦跡慰靈巡拝</p> <p>⇒適法</p>	<p>【大津地裁H21.5.19判決(大阪高裁H21.12.24判決支持)】(滋賀県の事例)</p> <p>滋賀県が、戦没者遺族、戦傷病者等の援護を施策とし、慰靈巡拝事業等を主催する滋賀県遺族会等の援護団体に対して補助金等を交付し、滋賀県遺族会が主催する慰靈巡拝事業の後援をしていたことからすれば、補助参加人らがサイパン島戦跡慰靈巡拝に参加したことは、滋賀県政と関連性を有する。</p>
<p>【場所】アメリカ(ラスベガス)</p> <p>【目的等】農畜産業等の県の産業の活性化に係る調査</p> <p>⇒適法</p>	<p>【大津地裁H21.5.19判決(大阪高裁H21.12.24判決支持)】(滋賀県の事例)</p> <p>滋賀県では農畜産業の活性化が課題とされていたところ、補助参加人は、滋賀県の名産品である近江牛や近江米を輸出することで、農畜産業をはじめとする滋賀県の産業を活性化させようと考え、近江牛や近江米の輸出を実現するべく、イベントの実施など、その方策を調査・検討するために本件視察を行ったものであるから、本件視察は、滋賀県政と関連性を有する。</p>

	【東京高裁H22.3.23判決(最高裁H22.8.4上告不受理)】(茨城県かすみがうら市の事例)
<p>【場所】タイ (ブーケット島)</p> <p>【目的等】津波等の被害状況、復興状況等の調査</p> <p>⇒適法</p>	<p>本件視察の目的が（略）大地震による津波等の被害状況や復興状況等を視察して市政に反映させることにあり、市政との関連性も有し、現実に被災地に赴いて被害状況や復興状況等を確認し、その状況を写真に撮影して報告書とともに議長宛に提出していること、その結果、本件議員ら（略）は、経済的にいい状況にない日本があえて他国を援助していく必要性を再認識し、災害復興には、物理的被害だけではなく、精神的な打撃からの回復も重要な行政上の課題となることを実感するなど、本件視察が今後の市政に生かされる可能性を有し、それなりの成果があつたものと認められる。そうすると、本件視察では、調査研究の必要性や合理性がなく、その実質がないという控訴人の指摘は理由がない。</p>

議員派遣（海外視察）の実施状況等について

都市名	実施の有無	実施要件 (回数・旅費限度額)	議会の承認形態	実施している都市における 公費の支給範囲	政務活動費 による実施
横浜市	○	原則1回、 2期以上120万円、 1期（2年以上）60万円	議決（緊急時、閉会中 は議長決裁）		○
札幌市	○（凍結）	原則1回実施 80万円	議長において決定		○
仙台市	×	—	—		○
さいたま市	○	回数制限なし 70万円	議決 ※閉会中の申請なし (緊急時は議長決裁)		○
千葉市	○（予算計 上なし）	回数制限なし 80万円	議決（緊急時、閉会中 は議長決裁）		○
川崎市	○	原則1回実施 80万円	議決 ※閉会中の申請なし (緊急時は議長決裁)	旅費条例等に準じ、 ・鉄道賃、船賃、航空賃、車賃	×
相模原市	×	—	—	・日当、宿泊料、食卓料	○
新潟市	○	500万円程度の予算内、 海外視察企画委員会の諮問 を経て実施 (回数制限はなし)	議決	・雑費 「視察料金、通訳料金、旅券 交付手数料、査証手数料、 外貨交換手数料、空港手数 料」	○
静岡市	×	—	—	「添乗員同行費」	○
浜松市	×	—	—	「入出国税」	○
名古屋市	○	1回実施 100万円	議決	「予防注射料」	○
京都市	○	回数制限なし 100万円	議決（緊急時、閉会中 は議長決裁）	「航空保険料」	○
大阪市	○（要件は 検討中）	1回実施 120万円 ※前任期での要件	議決	「燃油特別付加運賃」 について支給	○
堺市	○	1回実施 100万円	議決		○
神戸市	×	—	—		○
岡山市	○	1回実施 50万円	代表者会議で決定		○
広島市	○	1回実施 80万円	議決（緊急時、閉会中 は議長決裁）		○
北九州市	○	任期中全議員の1/3が実施 80万円	議決（緊急時は議長決 裁） ※閉会中の申請なし		○
福岡市	○	2回以内実施 80万円（議員当たり）	議決（緊急時、閉会中 は議長決裁）		○
熊本市	△（友好都 市等の招聘 時のみ）	旅費条例等の規定通り支給	議決（緊急時、閉会中 は議長決裁）		×

横浜市会における海外視察実績

年 度	年 間 経 費	実施人数	1人当たり平均経費	備 考
平成19年度	8, 400, 000円	7人	1, 200, 000円	
平成20年度	23, 631, 187円	20人	1, 181, 559円	
平成21年度	3, 599, 094円	6人	599, 849円	1期議員
平成22年度	11, 524, 881円	10人	1, 152, 488円	
	2, 394, 025円	4人	598, 506円	1期議員
平成23年度	19, 162, 185円	16人	1, 197, 636円	
平成24年度	5, 925, 015円	5人	1, 185, 003円	

大分類「(5)議員の政治倫理、報酬、政務調査費、研修」に関する検討項目の方向性・取り組み(案)

●中分類①政治倫理、報酬、政務調査費

会派等提出の検討項目	横浜市会の現状	方向性・取り組み(案)
a. 政治倫理 横浜市會議員が市民全体の奉仕者として、公正かつ清廉を基本姿勢とし、常に政治倫理意識に徹した議員活動に取り組むに当たって、必要な事項を定めることを目的とした横浜市會議員政治倫理条例や要綱を制定する。(ヨコ会)	政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律第7条に基づく「政治倫理の確立のための横浜市會議員の資産等の公開に関する条例・規程・要綱」はある。 そのほかの条例等はない。	横浜市會議員は、常に政治倫理意識に徹した議員活動に取り組んでおり、現状では、政治倫理条例や要綱を特段制定する必要はないものと考えられる。 したがって今後も引き続き、市民の負託に応えるため、政治倫理の向上に努め、公正及び誠実に職責を全うし、かつ市民の代表として良心及び責任感を持って、品位を保持し、識見を養うよう努めていくことでどうか。
b. 議員報酬 ・議員報酬の適正額の考え方(公明) ・横浜市の議員報酬は、全国の市町村で最高となっている(名古屋市と大阪市は現在減額中)。厳しい財政状況のなか、議員も身を削るべきだとの声があがっているが、身を削るのなら議員定数の削減ではなく議員報酬の削減が有効である。(共産) ・正副委員長報酬の見直し(廃止等)(ヨコ会)	横浜市特別職議員報酬等審議会の答申に基づき、平成23年度より次の金額に改正(月額) 議長 (117.9万円) 副議長 (106.1万円) 委員長 (98.3万円) 副委員長 (97.3万円) 議員 (95.3万円)	議員報酬については、地方自治法の趣旨を踏まえ、横浜市の財政規模、事務の範囲、議会及び議員活動に専念できる制度的な保障、公選としての職務や責任等を考慮し、議論されるべきものと考える。 したがって横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会で、「市会がその役割をさらに發揮していくため、市会の立法機能を高めるなど、市会の自主的・自律的な改革を一層推進していく上で、市會議員としての活動や議会活動のあり方などを明確にするため、横浜市会基本条例の制定に関する調査・検討を行うこと。」を付議事件として議論していることから、この議論を経た後に必要に応じて別途協議することでどうか。 ○議員報酬と費用弁償はあわせて議論すべき
c. 費用弁償 ・実費相当の交通費を支給(民主) ・議員活動の制度的支援(公明)	・実費相当の交通費を支給 平成19年度より日額として支給する費用弁償を廃止 ・議員活動の制度的支援 なし	・費用弁償 横浜市会では、平成19年度より日額支給の費用弁償を廃止しているが、費用弁償は、「その職務を行うため要する費用」の弁償であることから、実費又は、日当及び旅費について一定の基準を定め支給することは、何ら問題は考えられない。 ○費用弁償として実費相当の支給について検討すべき ・議員活動の制度的支援 地方自治法の改正により、新たな政務活動費の範囲において、議員の調査研究その他の活動に資する経費の一部が対象となったが、その他、公費における新たな制度的支援については法的に難しいことから、現行どおりとすることはどうか。
d. 政務調査費 ・政務調査費の使途基準(民主) ・政務調査費のあり方(公明) ・政務調査費は、きちんと議員活動を行うために、調査を行い、市民に報告するために必要なものであるが、その一方で第二の報酬などともいわれており、市民合意が得られているとは思われない部分がある。(共産)	【交付額】 55万円／月 【公開している帳票類】 收支報告書と1円以上の領収書写	地方自治法の改正に伴う市会運営委員会での協議結果に基づき、2月27日の本会議で横浜市会政務調査費の交付に関する条例が一部改正され、新たに政務活動費として使途基準が条例に明記されたこと。また、すべての領収書の写しを公開していることから、現行どおりとすることはどうか。 ○市民が見やすい領収書等の公開場所について検討すべき。

会派等提出の検討項目	横浜市会の現状	方向性・取り組み(案)
e.議員派遣 ・海外視察の公費負担のあり方 (公明) ・現在、議員1人あたり1期4年間で120万円、1期目の議員は3年目以降60万円を限度とする海外視察費が計上されている。海外のすぐれた事例を調査することは横浜市政のために役立つ場合もあるが、そうであれば、1期の議員は60万円を限度とするという差別があるのはおかしい。近年、地方財政は厳しい状況におかれ、観光まがいの海外視察に対して市民の批判があがっており中止・凍結している議会が多い。(共産)	<p>〈横浜市会議員の海外視察取扱い要綱〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格要件 任期中（原則として1回）海外視察を実施できる。ただし、議員としての経験が2年に満たない期間は除く。 ・旅費 旅費の限度額は120万円とする。ただし、1期の議員は60万円とする。 ・報告書の公開 市民情報センターに配架及びホームページに掲載し、市会での情報共有を図るとともに、市民に公開している。 <p>〈運営委員会での協議結果〉</p> <p>平成22年12月8日開催の運営委員会において「海外視察については、その必要性から引き続き実施する意義はある。また、視察経費や、視察後の広報のあり方等については、必要に応じ改選後に協議する。」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資格要件 ○議員としての経験が2年に満たない期間は、実施できないとしている要件を見直し、1年目から実施できるようにする。 ・旅費 ○1期議員の旅費限度額を2期以上の議員と同額とする。 ○政務活動費を充てることについて検討する。 ○海外視察費の使途基準を示すべき ・報告書の公開 市民への情報提供及び議員間での情報共有を図るため、市民情報センターに配架及びホームページに掲載していることから、現行どおりとすることはどうか。
f.議員定数	<p>【現行の議員定数】 86人(H23年改選において92人→86人) ※地方自治法第91条において、市町村の議会の議員の定数は条例で定めることと規定されている。（定数上限撤廃）</p>	議員定数については、遅くとも平成26年第4回定例会までに団長会議及び市会運営委員会において、平成22年国勢調査の確定値に基づく新たな各選挙区選出議員数を決定し、条例の改正を行う必要があることを確認することでどうか。

●中分類②研修

会派等提出の検討項目	横浜市会の現状	方向性・取り組み(案)
	<ul style="list-style-type: none"> ・改選時に新入議員への説明会を実施 ・議員連盟における研修の実施 	<p>議員研修の制度的な位置付け 議長の承認を得て行う議会の公式なものとしてはどうか。</p>

政令指定都市における区地域協議会制度の活用状況

1 区地域協議会制度

地方自治法は、住民及び地域に根ざした諸団体等の主体的な参加と協働活動を通じて、多様な意見の調整、身近な地域づくりなどを行うことを目的として、地域協議会制度を規定している

<地方自治法>

第252条の20 第6項

指定都市は、必要と認めるときは、条例で、区ごとに区地域協議会を置くことができる。（以下略）

【参考】

第202条の4 第1項

市町村は、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため、条例で、その区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設けることができる。

第202条の5 第1項

地域自治区に、地域協議会を置く。

2 地方自治法第252条の20第6項に基づく「区地域協議会」の設置都市【2市】

都市名	組織の名称	委員構成（定数）	主な役割	設置根拠
新潟市	区自治協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ協議会の構成員 ・学識経験者 ・公募による者 等（各区30人以内） 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該区域に係る市長等からの諮問事項に対する答申 ・当該区域の事項（総合計画等）に係る意見陳述 	新潟市自治協議会条例 《別紙1》
浜松市	区協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・区協議会が選定した公共的団体等から推薦された者 ・公募による者 等（各区20人以内） 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該区域に係る市長等からの諮問事項に対する答申 ・当該区域に係る市政全般に関し、市長等に対する建議・要望 	浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例 《別紙2》

3 地方自治法によらない協議会等（名称：区民会議、区民懇話会 等）の設置都市

（条例・規則・市の要綱により設置されたもの）【5市】

都市名	組織の名称	委員構成（定数）	主な役割	設置根拠
川崎市	区民会議	<ul style="list-style-type: none"> ・団体推薦 ・公募による者 等（各区20人以内） 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域社会の課題解決を図るための方針等の調査審議 	川崎市区民会議条例
相模原市	区民会議	<ul style="list-style-type: none"> ・区内公益的活動団体から推薦された者 ・学識経験者 ・公募による者 等（各区25名以内） 	<ul style="list-style-type: none"> ・区の課題（まちづくり）等について協議 ・協議結果を答申又は意見を建議 	附属機関の設置に関する条例

<裏面あり>

都市名	組織の名称	委員構成（定数）	主な役割	設置根拠
静岡市	区民懇話会	・市内全域を活動区域とする団体代表者 ・区民（公募）等 (各区10人程度)	・地域の諸問題、区の魅力づくり事業等の事項について審議し区長に提案	静岡市区民懇話会設置要綱
大阪市	区政会議	・公益活動団体からの推薦者 ・公募による者等 (定数規定なし)	・区政運営及び区において実施される事務事業について意見を述べ、区政を評価	区における総合行政の推進に関する規則
神戸市	区民まちづくり会議	・自治会、NPO、大学関係者等 (各区50名)	・各区で定めた活動テーマに関する企画検討等 ・市政、区政に対する提言	区民まちづくり会議設置要綱

4 その他

（1）「区の要綱」で協議会等を設置している都市【7市】

全区設置…①札幌市 ②仙台市 ③さいたま市 ④名古屋市 ⑤堺市 ⑥京都市

一部設置…①横浜市（区民会議（5区）：鶴見区、神奈川区、保土ヶ谷区、青葉区、瀬谷区）
(地域協議会（1区）：泉区)

（2）「市の要綱」を根拠に協議会等を設置しているが、「小学校区」単位である都市【2市】

①福岡市 ②熊本市

（3）協議会等を設置していない都市【4市】

①千葉市 ②岡山市 ③広島市 ④北九州市

参考

「議員が区において市民や区長とともに活動し、市政に反映する仕組み」を導入している都市

①横浜市…区づくり推進横浜市会議員会議（平成6年5月設置）

※「個性ある区づくり推進費」創設を契機に、区と議員の意見交換・協議の場

②川崎市…市議・県議は選挙区の区民会議に出席、区民会議参与として必要な助言が可能

参考1

○新潟市区自治協議会条例

平成18年12月21日
条例第74号

(設置)

第1条 市民と市とが協働して地域のまちづくりその他の課題に取り組み、住民自治の推進を図るために、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第252条の20第6項の規定に基づく区地域協議会として、区ごとに区自治協議会を置く。

2 区ごとに置く区自治協議会の名称は、別表に掲げるとおりとする。

(組織)

第2条 区自治協議会は、委員30人以内で組織する。ただし、人口(法第254条に規定する人口をいう。)が10万人を超える区においては、その超える数が1万人を増すごとに1人を30人に加えた人数以内で組織するものとする。

2 委員は、区の区域内に住所を有する者(第1号又は第2号に該当する者にあっては、区の区域内に主たる事務所を有し、活動する団体が当該団体を代表する者として選出する者を含む。以下「区民等」という。)で、次の各号のいずれかに該当するもののうちから、市長が選任する。

- (1) 地域コミュニティ協議会(主として小学校又は中学校の通学区域内に居住し、又は所在する住民及び自治会、町内会その他公共的団体等で構成された地域の課題に取り組むための活動の主体となる組織をいう。)がその構成員のうちから選出する者
- (2) 公共的団体等(前号の地域コミュニティ協議会を除く。)がその構成員のうちから選出する者
- (3) 学識経験者
- (4) 公募による者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者

3 市長は、前項の規定による委員の選任に当たっては、委員の構成が区民等の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。

(委員の任期等)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、増員、辞職等に伴い、新たに選任されることとなる委員の任期は、他の委員の残任期間とする。

2 市長は、委員を原則として1回に限り再任することができる。

3 委員は、区民等でなくなったとき、又は前条第2項第1号若しくは第2号に該当する者として選任された者にあっては、その者を選出した団体の構成員でなくなったときは、その職を失う。

(委員の解任)

第4条 市長は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該委員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務を行うことができないと認めるとき。
- (2) 前号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠くと認めるとき。

(委員の報酬及び費用弁償)

第5条 委員には、報酬を支給しない。

2 委員が区自治協議会の会議(以下「会議」という。)に出席し、又は委員の職務として規則に定める職務を遂行したときは、日額3,000円を費用弁償として支給する。

3 委員が職務のため出張したときは、新潟市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年新潟市条例第4号)別表第2に定める費用を弁償する。

(会長及び副会長)

第6条 区自治協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。

3 会長は、区自治協議会の事務を掌理し、区自治協議会を代表する。

4 副会長は、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 区自治協議会は、会議において出席委員の3分の2以上の者の同意があるときは、会長又は副会長を解任することができる。

(区自治協議会の役割等)

第7条 区自治協議会は、区民等の参画を通じて、多様な意見を調整し、その取りまとめを行い、区民等と市との協働の要となるよう努めるものとする。

2 区自治協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要

と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。

- (1) 区役所が所掌する事務に関する事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市が処理する区の区域に係る事務に関する事項
 - (3) 市の事務処理に当たっての区民等との連携の強化に関する事項
- 3 市長は、次に掲げる事項のうち、区の区域に係るものを作成し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、当該区の区自治協議会の意見を聴かなければならない。
- (1) 総合計画及びこれに準ずる計画に関する事項
 - (2) 区役所が所管する公の施設の設置及び廃止に関する事項並びに管理に関する基本的事項
 - (3) 区役所が企画立案を行う施策のうち、市長が定める事項
- 4 市長その他の市の機関は、前2項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

(会議の招集)

第8条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

(会議の運営)

第9条 会長は、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮った上で公開しないことができる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(連絡調整)

第10条 区自治協議会は、規則で定めるところにより、他の区自治協議会との連絡調整を行うものとする。

(庶務)

第11条 区自治協議会の庶務は、当該区自治協議会が置かれる区の区役所で処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、区自治協議会の運営その他必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

別表(第1条関係)

名称
北区自治協議会
東区自治協議会
中央区自治協議会
江南区自治協議会
秋葉区自治協議会
南区自治協議会
西区自治協議会
西蒲区自治協議会

参考2

○浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例

平成18年12月1日
浜松市条例第78号

(趣旨)

第1条 この条例は、区の設置並びに区の事務所の名称、位置及び所管区域に関し必要な事項を定めるとともに、地域住民の意見を行政運営に反映させ、地域における市民協働を推進し、もって住民自治の推進を図るため設置する区協議会に関し必要な事項を定める。

(平21条例48・全改)

(区の設置)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の20第1項の規定に基づき、本市の区域を分けて、次の区を設ける。

- (1) 中区
- (2) 東区
- (3) 西区
- (4) 南区
- (5) 北区
- (6) 浜北区
- (7) 天竜区

2 前項の区の区域は、別表第1のとおりとする。

(区の事務所)

第3条 地方自治法第252条の20第2項の規定による区の事務所(以下「区役所」という。)の名称、位置及び所管区域は、別表第2のとおりとする。

(区協議会の設置)

第4条 地方自治法第252条の20第6項の規定に基づく区地域協議会として、区ごとに区協議会を置く。

(平21条例48・一部改正)

(区協議会の名称及び区協議会委員の定数)

第5条 区協議会の名称及び区協議会の構成員(以下「区協議会委員」という。)の定数は、別表第3のとおりとする。

2 区協議会委員の定数を変更しようとするときは、当該区協議会の意見を聽かなければならない。

(区協議会委員の選任)

第6条 区協議会委員は、規則で定めるところにより、区の区域内に住所を有する者のうちから市長が選任する。

2 市長は、区協議会委員の選任に当たっては、公平性、透明性、当該住民の多様な意見の適切な反映及び地域の事情に配慮しなければならない。

(区協議会委員の任期)

第7条 区協議会委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の区協議会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 区協議会委員は、再任することができる。この場合において、再任は、1回限りとする。

(平21条例48・一部改正)

(区協議会の会長及び副会長)

第8条 区協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長の任期は、区協議会委員の任期による。

3 会長は、区協議会の事務を掌理し、区協議会を代表する。

4 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会長及び副会長の選任及び解任)

第9条 会長及び副会長は、区協議会委員の互選により定める。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会長及び副会長を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(2) 職務上の義務違反があると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、その職に必要な適格性を欠くものとして、区協議会に出席する区

協議会委員の3分の2以上の同意があるとき。

(区協議会の責務)

第10条 区協議会は、当該区内の住民及び諸団体等の多様な意見の調整を行い、地域における市民協働活動の要となるよう努めるものとする。

(平23条例46・全改)

(区協議会の権限)

第11条 区協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。

(1) 当該区の区役所が所掌する事務に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、市が行う当該区の区域に係る事務に関する事項

(3) 市の事務処理に当たっての当該区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

2 市長は、この条例に定めがあるもののほか、次に掲げる市の施策に関する重要事項であつて、区の区域に係るものを作成し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、区協議会の意見を聴かなければならない。

(1) 新市建設計画に関する事項

(2) 合併協議会における協議事項その他その協議に係る重要な事務事業に関する事項

(3) 基本構想及び総合計画その他これらに準じるものとして市長が認める計画に関する事項

(4) 区役所に係る予算編成に関する事項

(5) 大規模な組織改編に関する事項

(6) 区の区域内における、庁舎その他の公用施設及び当該区域の住民生活に密接に関連する公の施設の設置又は廃止に関する事項

(7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める重要な事項

3 教育委員会は、区に係る学校の統廃合、通学区域その他の教育に関する重要な事項を決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、区協議会の意見を聴かなければならない。

(平21条例48・平23条例46・一部改正)

(市及び市長等の責務)

第12条 市は、区協議会の運営について必要と認める予算上の措置を講じるものとする。

2 市長その他の市の機関は、前条各項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

3 市長その他の市の機関は、前条各項に規定する事項その他市政に関する事項について、区協議会に対する情報の提供に努めなければならない。

(平23条例46・一部改正)

(区協議会の会議)

第13条 区協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、区協議会委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会議は、区協議会委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席する区協議会委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合においては、議長は、区協議会委員として議決に加わる権利を有しない。

6 第4項の規定にかかわらず、規則で定める重要な事項は、出席する区協議会委員の3分の2以上の同意をもって決するものとする。

7 会長は、必要があると認めるときは、区協議会委員以外の者に対し、会議に出席して行う説明又は助言、資料の提出その他の協力を求めることができる。

8 前各項に掲げるもののほか、会議の運営について必要な事項は、規則で定める。

(平21条例48・一部改正)

(区協議会の委員会)

第14条 区協議会は、その事務の一部について審議させるため、議決により委員会を置くことができる。

2 前項の委員会の委員は、区協議会委員のうちから区協議会において選任する。

3 前項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、区協議会が定める。

(区協議会の庶務)

第15条 区協議会の庶務は、当該区の区役所において行う。

(連絡調整)

第16条 区協議会は、規則で定めるところにより、区協議会相互の連絡調整を行うものとする。

(平21条例48・旧第29条繰上・一部改正)

(区協議会の権限と他の附属機関の権限等との調整)

第17条 市長は、第11条第2項の規定にかかわらず、法令又は条例の規定により設置した他の附属機関への諮詢、法令、条例その他の規程の規定による公聴会又は意見公募手続その他これらに準じる手続を行う場合においては、区協議会の意見を聴かないことができる。

(平21条例48・旧第31条繰上・一部改正)

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平21条例48・旧第32条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、附則第3項から第5項までの規定は、公布の日から施行する。

(浜松市地域自治区の設置等に関する条例の廃止)

2 浜松市地域自治区の設置等に関する条例(平成17年浜松市条例第40号)は、廃止する。

(準備行為)

3 第6条第1項及び第19条第1項の規定による区協議会委員及び地域協議会委員の選任並びにこれらに關し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、これらの規定の例により行うことができる。

4 この条例の公布の際現にされている附則第2項の規定による廃止前の浜松市地域自治区の設置等に関する条例(以下「旧条例」という。)第5条第1項の規定による地域協議会(浜松地域協議会及び浜北地域協議会を除く。)の構成員の選任(補欠の構成員の選任を除く。)に係る行為は、当該地域協議会と同一の区域に置かれる地域協議会の地域協議会委員の選任について、前項の規定により行われているものとみなす。

5 この条例の公布の際現にされている旧条例第5条第1項の規定による浜北地域協議会の構成員の選任(補欠の構成員の選任を除く。)に係る行為は、浜北区協議会の区協議会委員の選任について、附則第3項の規定により行われているものとみなす。

(会議の招集の特例)

6 この条例の施行後最初に行われる区協議会及び地域協議会の会議は、第13条第1項(第26条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(平成21年2月27日浜松市条例第1号)

この条例は、平成21年3月1日から施行する。

附 則(平成21年9月4日浜松市条例第48号)

この条例中第1条の規定は平成22年4月1日から、第2条の規定は平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成22年2月25日浜松市条例第1号)

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の2第6項において準用する同法第9条第6項の規定による告示の日(平成22年3月16日)又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則(平成22年6月17日浜松市条例第34号)

1 この条例は、平成22年10月4日から施行する。

2 浜松市佐久間・水窪靈きゅう自動車条例(平成17年浜松市条例第231号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成23年9月29日浜松市条例第46号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

(平21条例1・平22条例1・一部改正)

区	区域
中区	池町 田町 板屋町 東田町 木戸町 相生町 中島町 名塚町 富吉町 天神町 領家一丁目 領家二丁目 領家三丁目 中島一丁目 中島二丁目 中島三丁目 中島四丁目 向宿一丁目 向宿二丁目 向宿三丁目 佐藤一丁目 佐藤二丁目 佐藤三丁目 中央一丁目 中央二丁目 中央三丁目 松城町 高町 中山町 三組町 鴨江町 西伊場町 南伊場町 和地山一丁目 和地山二丁目 和地山三丁目 富塚町 和合町 泉町 高丘町 鴨江一丁目 鴨江二丁目 鴨江三丁目 鴨江四丁目 文丘町 布橋一丁目 布橋二丁目 布橋三丁目 広沢一丁目 広沢二丁目 広沢三丁目 鹿谷町 山手町 蜷塚一丁目 蜷塚二丁目 蜷塚三丁目 蜷塚四丁目 泉一丁目 泉二丁目 泉三丁目 泉四丁目 佐鳴台一丁目 佐鳴台二丁目 佐鳴台三丁目 佐鳴台四丁目 佐鳴台五丁目 佐鳴台六丁目 葵東一丁目 葵東二丁目 西丘町 葵東三丁目 高丘東一丁目 高丘東二丁目 高丘東三丁目 高丘東四丁目 高丘東五丁目 高丘西一丁目 高丘西二丁目 高丘西三丁目 高丘西四丁目 高丘北一丁目 高丘北二丁目 高丘北三丁目 高丘北四丁目 葵西一丁目 葵西二丁目 葵西三丁目 葵西四丁目 葵西五丁目 葵西六丁目 花川町 神明町 看町 連尺町 紺屋町 利町 伝馬町 鍛冶町 旭町 千歳町 大工町 栄町 元魚町 旅籠町 平田町 塩町 成子町 菅原町 海老塚町 砂山町 北寺島町 寺島町 龍禪寺町 浅田町 森田町 春日町 神田町 瓜内町(1番地から1813番地までを除く。) 法枝町(1番地から210番地まで) 東伊場一丁目 東伊場二丁目 西浅田一丁目 西浅田二丁目 上浅田一丁目 上浅田二丁目 南浅田一丁目 南浅田二丁目 海老塚一丁目 海老塚二丁目 元城町 尾張町 元日町 北田町 常盤町 早馬町 下池川町 中沢町 山下町 元浜町 八幡町 野口町 船越町 細島町 茄子町 新津町 助信町 曜馬町 十軒町 早出町 城北一丁目 城北二丁目 城北三丁目 住吉一丁目 住吉二丁目 住吉三丁目 住吉四丁目 住吉五丁目 幸一丁目 幸二丁目 幸三丁目 幸四丁目 幸五丁目 萩丘一丁目 萩丘二丁目 萩丘三丁目 萩丘四丁目 萩丘五丁目 小豆餅一丁目 小豆餅二丁目 小豆餅三丁目 小豆餅四丁目 高林一丁目 高林二丁目 高林三丁目 高林四丁目 高林五丁目 上島一丁目 上島二丁目 上島三丁目 上島四丁目 上島五丁目 上島六丁目 上島七丁目 曜馬一丁目 曜馬二丁目 曜馬三丁目 曜馬四丁目 曜馬五丁目 曜馬六丁目
東区	植松町 将監町 神立町 西塚町 上西町 丸塚町 上新屋町 宮竹町 大蒲町 子安町 和田町 天龍川町 篠ヶ瀬町 北島町 薬師町 薬新町 安新町 安間町 材木町 龍光町 長鶴町 白鳥町 松小池町 中里町 中野町 国吉町 上石田町 市野町 小池町 中田町 原島町 天王町 下石田町 笠井町 笠井上町 笠井新田町 豊町 豊西町 恒武町 貴平町 常光町 流通元町 中郡町 西ヶ崎町 大島町 大瀬町 積志町 有玉北町 有玉南町 有玉西町 半田町 有玉台一丁目 有玉台二丁目 有玉台三丁目 有玉台四丁目 半田山一丁目 半田山二丁目 半田山三丁目 半田山四丁目 半田山五丁目 半田山六丁目
西区	西山町 神ヶ谷町 大久保町 神原町 入野町 西鴨江町 志都呂町 伊左地町 佐浜町 大人見町 古人見町 和地町 湖東町 大山町 和光町 深萩町 平松町 呉松町 白洲町 舘山寺町 庄内町 協和町 庄和町 村櫛町 篠原町 坪井町 馬郡町 大平台一丁目 大平台二丁目 大平台三丁目 大平台四丁目 桜台一丁目 桜台二丁目 桜台三丁目 桜台四丁目 桜台五丁目 桜台六丁目 舞阪町舞阪 舞阪町長十新田 舞阪町浜田 舞阪町弁天島 雄踏町宇布見 雄踏町山崎 雄踏一丁目 雄踏二丁目 これらの町字に隣接する浜名湖
南区	渡瀬町 三和町 飯田町 青屋町 鶴見町 新貝町 大塚町 下飯田町 頭陀寺町 本郷町 西伝寺町 安松町 石原町 金折町 老間町 古川町 立野町 四本松町 芳川町 恩地町 参野町 都盛町 大柳町 川野町 御給町 下江町 富屋町 西町 東町 長田町 河輪町 三新町 江之島町 西島町 福島町 松島町 遠州浜一丁目 遠州浜二丁目 遠州浜三丁目 遠州浜四丁目 楊子町 三島町 瓜内町(1番地から1813番地

	まで) 白羽町 中田島町 寺脇町 福塚町 法枝町(1番地から210番地までを除く。) 田尻町 新橋町 堤町 米津町 小沢渡町 倉松町 卸本町 高塚町 増楽町 若林町 東若林町
北区	初生町 三方原町 東三方町 豊岡町 三幸町 大原町 都田町 滝沢町 鶴沢町 根洗町 新都田一丁目 新都田二丁目 新都田三丁目 新都田四丁目 新都田五丁目 細江町小野 細江町氣賀 細江町中川 細江町広岡 細江町三和 引佐町井伊谷 引佐町伊平 引佐町奥山 引佐町金指 引佐町狩宿 引佐町川名 引佐町黒渕 引佐町渋川 引佐町四方淨 引佐町白岩 引佐町田沢 引佐町田畑 引佐町柄窪 引佐町兎荷 引佐町西久留女木 引佐町西黒田 引佐町花平 引佐町東久留女木 引佐町東黒田 引佐町別所 引佐町的場 引佐町三岳 引佐町谷沢 引佐町横尾 三ヶ日町宇志 三ヶ日町大崎 三ヶ日町大谷 三ヶ日町岡本 三ヶ日町上尾奈 三ヶ日町駒場 三ヶ日町佐久米 三ヶ日町下尾奈 三ヶ日町只木 三ヶ日町都筑 三ヶ日町津々崎 三ヶ日町鈎 三ヶ日町鶴代 三ヶ日町日比沢 三ヶ日町平山 三ヶ日町福長 三ヶ日町本坂 三ヶ日町摩訶耶 三ヶ日町三ヶ日 これらの字に隣接する浜名湖及び猪鼻湖
浜北区	寺島 中条 横須賀 高畠 西美薫 東美薫 油一色 本沢合 道本 沼 貴布祢 小林 善地 高薫 竜南 新野 新堀 八幡 永島 上善地 小松 内野台一丁目 内野台二丁目 内野台三丁目 内野台四丁目 平口 染地台一丁目 染地台二丁目 染地台三丁目 染地台四丁目 染地台五丁目 染地台六丁目 上島 中瀬 豊保 於呂根堅 尾野 宮口 新原 大平 堀谷 灰木 三大地 四大地
天竜区	二俣町二俣 二俣町大園 二俣町阿藏 二俣町鹿島 二俣町南鹿島 山東 次郎八新田 大谷 船明 只来 横川 横山町 月 小川 相津 伊砂 大川 佐久 谷山 西雲名 東雲名 熊 神沢 大栗安 西藤平 東藤平 阿寺 芦窪 長沢 懐山 石神 上野 両島 青谷 渡ヶ島 米沢 日明 緑恵台 春野町領家 春野町堀之内 春野町胡桃平 春野町和泉平 春野町砂川 春野町大時 春野町長蔵寺 春野町石打松下 春野町田黒 春野町役戸大上 春野町五和 春野町越木平 春野町田河内 春野町牧野 春野町花島 春野町杉 春野町川上 春野町宮川 春野町気田 春野町豊岡 春野町石切 春野町小俣京丸 佐久間町浦川 佐久間町川合 佐久間町半場 佐久間町中部 佐久間町佐久間 佐久間町奥領家 佐久間町相月 佐久間町戸口 佐久間町上平山 佐久間町大井 水窪町奥領家 水窪町地頭方 水窪町山住 龍山町大嶺 龍山町戸倉 龍山町下平山 龍山町瀬尻

別表第2(第3条関係)
(平21条例1・一部改正)

名称	位置	所管区域
中区役所	浜松市中区元城町103番地の2	中区の区域
東区役所	浜松市東区流通元町20番3号	東区の区域
西区役所	浜松市西区雄踏一丁目31番1号	西区の区域
南区役所	浜松市南区江之島町600番地の1	南区の区域
北区役所	浜松市北区細江町氣賀305番地	北区の区域
浜北区役所	浜松市浜北区西美薫6番地	浜北区の区域
天竜区役所	浜松市天竜区二俣町二俣481番地	天竜区の区域

別表第3(第5条関係)
(平23条例46・一部改正)

区	区協議会の名称	区協議会委員の定数

中区	中区協議会	20人以内
東区	東区協議会	20人以内
西区	西区協議会	25人以内
南区	南区協議会	20人以内
北区	北区協議会	25人以内
浜北区	浜北区協議会	20人以内
天竜区	天竜区協議会	25人以内

大分類「(6) 大都市自治における議会のあり方」に関する検討項目の方向性・取り組み（案）

会派等提出の検討項目	横浜市会の現状	方向性・取り組み（案）
<p>a. 地方自治制度</p> <p>①規模の大きな自治体においては、一人の長によって民意を汲むよりも、各区より選出された議員達によって予算編成と行政執行を行う方が、きめ細かい民意の市政反映を可能にする。②規模の大きな自治体の議会では政党政治（会派運営）が定着し国政との連動も顕著である。党議拘束を生かした政党政治を行うのであれば議院内閣制を採用するべきで、少なくとも自治体が最適な政府形態を選択可能な状態にするべきである。③自治体規模によって政治体制を柔軟に住民投票によって決定できることは世界標準であり、住民の意思によって二元代表制か議院内閣制かを選択できる自治法とすべき。そうすることで地方議会の存在価値そのものを住民意思によって決定できる。</p> <p>（民主）</p>	<p>・地方自治制度における大都市制度に関しては、大都市行財政制度特別委員会及び政策・総務・財政委員会において議論がされている。また、それに伴う要望活動、国への働きかけも行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本会議に区長は出席していない。 ・予・決算特別委員会での市民局審査及び審査委嘱された市民・文化観光・消防委員会に区長会議の議長区及び幹事区の区長が出席している。 ・常任委員会審査においては必要に応じ関係する区長の出席を求めてい。 ・区づくり推進横浜市会議員会議において、予算、決算、執行計画及び執行状況等が報告されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 大都市制度については、現在、議論が行われていることから、現行制度における議会として区に関与する仕組みについて協議する。 ・ 常任委員会 各常任委員会の審査において、必要に応じ委員会として区長の出席を求めた場合、当該区長は出席する扱いとすることでどうか。 ・ 予算・決算特別委員会 局ごとに予算・決算を審査する局別審査においては区への配当予算もあることから、局別審査において区長の出席を求める通告があつた場合、当該区長は出席する扱いとすることでどうか。 ・ 区づくり推進横浜市会議員会議
<p>b. 区への権限移譲 区への権限移譲にともなう議会としてのチェック機能のあり方（民主）</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○協議事項を個性ある区づくり推進費から、区予算等に係る主要事業とする。 ○予算・決算時の開催は、市会予・決算審査の前に開催し、協議内容が生かされるものとする。 ○会議の議事録を作成のうえ議長に提出し、議長は議事録を公開する。 ○区づくり推進横浜市会議員会議の公開（傍聴）について協議すべき
<p>c. 国に対する働きかけ 地方議会の充実強化と活性化（ヨコ会）</p>		<p><会議の性格></p> <ul style="list-style-type: none"> ○当面、要綱で設置する議長の招集会議とし今後、区への権限移譲や機能・組織体制の強化を捉え、特別委員会や地方自治法第100条第12項に基づく協議の場などの位置づけを検討する。 ○区づくり推進横浜市会議員会議については位置付けを明確にすべき <p>・ その他 議会は、必要があると認めるときは、区で執行される事務その他区の行政について、具体的かつ個別的に検討する場を設置することができることとしてはどうか。</p>

大分類(3)「議会と執行機関の関係」に関する検討項目

●中分類②質疑・質問

会派等提出の検討項目・内容	協議結果
<p>・質疑・質問の形態</p>	<p>1 質疑・質問の形態について 一括方式で実施している本会議での質疑・質問を審議上、質問者が一括方式、分割方式、一問一答方式の質問形態を選択することについて協議した結果、 ①現行どおりとする。 ②一括方式、分割方式、一問一答方式の選択制として実施する。 ③段階を追って進める、まずは一括方式と分割方式の選択制で実施する。</p> <p>との意見に分かれたため、引き続き協議することを決定した。 (H25. 1. 9委員会)</p> <p>2 質疑・質問の形態に即した議場の改修について 本会議での質疑・質問の形態により、質問者と答弁者の対面式や自席発言などが考えられるが、どの程度までの改修が必要かについて協議した結果、 ①現行どおりとする。 ②できる範囲で改修する。 ③最低限の改修をする。</p> <p>との意見に分かれたため、引き続き協議することを決定した。 (H25. 1. 9委員会)</p>

基本的な論点「(1)議会・議員の活動原則」に関する他都市における特徴ある取り組み

※基本的な論点に基づき、各会派から提出された検討項目を整理した。その実施の有無を含め協議する。

No.1

基本的な論点		論点に対する会派等提出の検討項目		他都市における特徴ある取り組み	横浜市会の現状	考え方
大分類	中分類	提案会派	検討内容			
① 議会・議員の活動原則	a.位置付け	民主	市政における議会の位置付けを明確にする。	<p>各都市とも議会基本条例の前文で「住民の代表機関としての役割等」を明記</p> <p>【規定例】 ・住民が自治体の長及び議会の議員を直接選挙するという二元代表制の下、三重県民の代表として選ばれている議員と知事は、それぞれが県民の負託にこたえる責務を負っている(三重県)</p> <p>・地方分権時代のさなかにあり、地方自治体の自己決定権の拡大が進むのに伴い、議員の合議体である県議会は、知事とともに県民の直接選挙により選出された県民の代表であるという二元代表制の一翼を担う存在として、その果たすべき役割及び責務がますます増大してきており、県議会のあるべき姿を再確認し、明確にすることが求められている(福島県)</p> <p>・私たち名古屋市会は、選挙で選ばれた議員で構成される市民の代表であり、市民知事の要である。憲法は、地方自治体の制度として、それぞれ直接選挙で選ばれた議員からなる議会と市長による二元代表制をとっています。議会と市長とは、相互に独立対等な立場で、緊張関係を保ちながら、市政を運営していく仕組みとなっている。すなわち、議会は市の方針等を決定し、市の仕事が適切に行われているかをチェックし、一方、市長は、行政の執行責任者として、市の施策を実施し、両者がそれぞれ適切に役割を果たすことで、よりよい市政を実現していくことが期待されている(名古屋市)</p>	規定、確認事項なし	<p>横浜市会は、市民から選挙で選ばれた議員で構成される市民の代表であり、市民自治の要である。</p> <p>日本国憲法は、地方公共団体の制度として、議会の議員と長をそれぞれ住民が直接選挙し、議事機関としての合議制の議会と執行機関として独任制の長による二元代表制をとっています。議会と長とは、相互に独立・対等の立場で、互いに尊重し、抑制と均衡を保ちながら、それぞれの特性を活かし、適切にその役割を果たすことが求められている。</p> <p>近年、地域のことは地域が決める市民自治を実現するという地方分権社会への転換が進められ、日本最大の市である横浜市においては、大都市特有の課題をはじめとした多くの市政課題が複雑高度化する中、横浜市会が多くの権限と責任を担う大都市の議会として、市長その他の執行機関に対する監視及び評価並びに政策立案及び政策提言など議会が果たすべき機能を最大限に発揮していくためには、横浜市会の伝統を重んじながら、既存の枠組みにはとらわれない柔軟な姿勢を併せ持ち、自らの改革及び機能強化に継続的に取り組んでいかなければならない。</p>
				【議会の使命】 県議会は民意を代表する議員の多彩な議会活動を通じて、県民の多様な意見を集約し、県政に適切に反映させる(神奈川県)		
				【議会運営の原則】 公平かつ公正な運営を原則とするとともに道民に開かれた運営を行わなければならない、合議制機関として円滑かつ効率的な運営に努めなければならない、道政上の課題等に的確かつ機動的にに対応するため適宜開会するなど年間を通じた議会運営に努める、会議案や意見案等の審議に際し積極的な議員相互の討議が行われるよう努める(北海道)		
				【議会の役割】 議事機関として県の意思決定を行う、知事等の事務の執行について監視及び評価を行う、県政の課題に関し政策の立案及び提言を行う、議会活動で明らかとなった県政の課題、審議等の内容について県民に説明を行う(兵庫県)		
				【議会の機能強化】 議案の審議及び審査、政策立案及び政策提言並びに知事等の事務の執行の監視及び評価に関する議会の機能の強化を図る(岩手県)		
	b.役割・責任 (議案等の審議・審査、事務の監視・評価、政策立案・調査研究、意見書・決議等による国等への意見表明等)	公明	市民に開かれた議会としての活動	【長との関係】 議会は二元代表制の一翼として、議決権を有し、知事等が執行権を有するという互いの役割分担の関係を尊重しつつ、共通の目標である県民生活の向上及び県勢の伸展に向け、自らの機能を遂行しなければならない(大分県)	規定、確認事項なし	<p>【議会の役割】 議会は、合議制である議事機関としての特性を踏まえ、次に掲げる役割を担うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 議案等の審議及び審査により、市の意思決定を行うこと。 (2) 市長等の事務の執行について、監視及び評価を行うこと。 (3) 市政等の調査研究を通じ、政策立案及び政策提言を行うこと。 (4) 意見書、決議等により、国等への意見表明等を行うこと。 <p>【議会の活動原則】 議会は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 議会活動の公正性及び透明性を確保すること。 (2) 市政の課題並びに議案等の審議及び審査の内容について、市民への説明責任を果たすこと。 (3) 議会の役割を不断に追求し、議会改革に継続的に取り組むこと。
				【議会の説明責任】 議会運営における公正性及び透明性を確保するために必要な情報を公表するとともに、議会活動を広く県民に公開し、県民に対する説明責任を果たす(宮城県)		
				【県(市)民との関係】 県民が議会活動に参画する機会を確保するよう努める、県民等の意見を審査に反映させるため公聴会及び参考人の制度の活用に努める、請願及び陳情を県民の政策提案ととらえ必要と認める場合、県民の意見を聞く機会を設けることができる(広島県)		
				【広聴広報】 県民に開かれた議会を実現するため多様な手段を活用して積極的な広報及び広聴に努める(鹿児島県)		

基本的な論点「(1)議会・議員の活動原則」に関する他都市における特徴ある取り組み

No.2

基本的な論点		論点に対する会派等提出の検討項目 (抽象化)	会派等提出の検討項目		他都市における特徴ある取り組み	横浜市会の現状	考え方
大分類	中分類		提案会派	検討内容			
(1) 議会・議員の活動原則	② 議員の活動原則	a.位置付け			上記の中分類①議会の活動原則、a.位置付けと同様	規定、確認事項なし	上記の中分類①議会の活動原則、a.位置付けと同様
		b.役割・責任 (議員間討議、住民意見の把握、能力研さん等)	自民	議員活動	各都市とも議会基本条例において議員の活動原則として「議員の責務」、「議員活動」、「議員の倫理」などの項目を規定 【議員の責務】 議員は、公選による公職にある者として市民を代表して活動を行い、研さんに努め高い倫理観に基づいて行動し、市民からの負託に応えなければならない(北九州市)		【議員の役割】 議員は、市民から選挙により選ばれた公職にある者として、かつ、合議制の議事機関である議会を構成する一員として、次の役割を担うものとする。 (1) 議案等の審議及び審査等を行うこと。 (2) 市の政策形成に必要な調査研究を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うこと。 (3) 各区の実情等の把握に努め、多様な市民の意見を市政に反映させること。
			民主	市会議員としての活動を明確化	【議員活動】 市民の意見と市政に関する課題を的確に把握し政策の決定及び形成に適切に反映させること、市民を代表する機関を構成する者として市民福祉の向上と市の発展に資する調査研究を積極的に進めること、市の施策の効果を適切に評価しその公表に努めること、議会における政策の決定の過程等について市民に説明すること(さいたま市)		【議員の活動原則】 議員は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。 (1) 市民の意見を的確に把握し、市政全体を見据えた幅広い視点及び長期的な展望を持って的確な判断を行うこと。 (2) 議会は言論の場であること及び合議制の機関であることを踏まえ、市民の代表として議員間の活発な討議等により議会で十分な審議を尽くすこと。 (3) 自らの資質の向上に不斷に努めるとともに、高い倫理性を常に確立し、誠実かつ公正に職務を遂行し、議会活動を市民にわかりやすく説明すること。
			公明	議員の責務と議員活動のあり方	【議員の倫理】 議員は県民の厳粛な負託により県政に携わる権能及び職責を有することを自覚し、県民の代表として公正性及び高潔性を保持しなければならない(福島県)		